

安田女子大学動物実験の実施に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 適正な動物実験を行うには科学的観点のもとより、動物の生命を尊重し、動物福祉の立場から動物の苦痛の排除と適正な飼育管理及び環境保全並びに動物実験実施者等の安全確保に配慮する必要がある。この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月。以下「基本指針」という。）を踏まえ、日本学術会議が作成した動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月。以下「詳細指針」という。）を参考に、安田女子大学（以下「本学」という。）における動物実験を適正に行うため、動物実験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 動物実験については、法、飼養保管基準、基本指針、詳細指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 動物実験の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験の原則である代替法の利用、使用数の削減及び苦痛の軽減の3R（Replacement, Reduction, Refinement）に基づき、適正に実施するものとする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験」とは、動物を教育、研究、試験又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験の利用に供するため、第5号に定める施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し、又は動物実験を行う施設・設備をいう。
- (4) 「実験室」とは、実験動物に実験操作（実験操作のため実験動物を48時間以内において一時的に保管する場合を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (5) 「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
- (6) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験を実施する者をいう。
- (8) 「施設等管理者」とは、施設等を設置又は変更（以下「設置等」という。）する場合に、その責任者となり当該施設等を管理する者をいう。
- (9) 「実験動物管理者」とは、飼養保管施設において、当該飼養保管施設における実験動物を管理する者をいう。
- (10) 「飼養者」とは、実験動物管理者若しくは動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (11) 「動物実験実施者等」とは、動物実験実施者、施設等管理者、実験動物管理者及び飼養者をいう。
- (12) 「指針等」とは、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）、詳細指針、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）及び動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）をいう。

第2章 管理体制

(総括管理等)

第4条 本学における動物実験の適正な実施に関しては、学長が総括管理する。

2 本学における動物実験の適正な実施と実験動物の動物福祉に関し、大学全体を統括する実質的な管理者として動物実験管理者（以下「管理者」という。）を置き、学長補佐をもって充てる。

(学部の長の責務)

第5条 動物実験を行う学部（以下「学部」という。）の長は、学部動物実験管理者（以下「学部管理者」という。）として当該学部における動物実験の適正な実施に関し総括する。

- 2 学部管理者は、当該動物実験実施者のうちから動物実験責任者を指名する。
- 3 学部管理者は、当該施設等に関して必要な知識を有する者のうちから施設等管理者及び実験動物管理者を指名する。

第3章 動物実験委員会

（動物実験委員会）

第6条 本学に、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 動物実験計画が指針等及びこの規程に適合していること。
 - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果の適正性に関すること。
 - (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。
 - (4) 動物実験の実施に係る教育訓練に関すること。
 - (5) 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関すること。
 - (6) その他動物実験の適正な実施に関し必要とする事項
- 3 委員会は、審議結果に基づき、学長に対し、助言・勧告を行い、学長は、管理者を介して、学部管理者及び第9条に規定する学部動物実験委員会に指揮・監督・指導を行う。

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学部管理者
 - (2) 文学部、教育学部、心理学部及び現代ビジネス学部の教授、准教授、講師又は助教のうちから推薦された者 各1名
 - (3) 家政学部、薬学部及び看護学部の教授、准教授、講師又は助教のうちから推薦された者 各若干名
 - (4) 保健センター長
 - (5) 事務局長及び施設部部長
 - (6) その他学長が必要と認めた者 若干名
- 2 委員は、学長が任命する。
 - 3 第1項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから学長が任命する。副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 6 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 8 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わらない。
- 9 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- 10 委員会に関する事務は、施設部管財課において処理するものとし、委員会開催に関する議事録等の作成及び関連書類の保存等を行わなければならない。
- 11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第4章 学部動物実験委員会

（学部動物実験委員会）

第9条 学部に、学部動物実験委員会（以下「学部委員会」という。）を置く。

- 2 学部委員会は、学部管理者の諮問に応じ、動物実験責任者から提出された動物実験計画の内容が、法令等及びこの規程との適合性並びに動物福祉を考慮した適正な実施計画であるか、及び動物実験計画の実施状況及び結果の適正性などについて専門的に検討する。

- 3 学部委員は、実験動物及び動物実験等に関して優れた識見を有する者並びにその他学識経験を有する者のうちから3名以上を学部管理者の推薦に基づき、学長が任命する。
- 4 学部委員会に、学部委員長を置く。
- 5 学部委員長は、学部委員のうちから学長が任命する。
- 6 学部委員長は、学部委員会を招集し、その議長となる。ただし、学部委員長に事故があるときは、あらかじめ学部委員長が指名した学部委員が議長となる。
- 7 前各項に定めるもののほか、学部委員会の運営に関し必要な事項は、学部委員会が別に定める。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験の承認等)

第10条 動物実験責任者は、動物実験の実施に当たって、次の各号に掲げる事項を踏まえ、別に定める様式により動物実験計画書を作成し、その提出に関しては、当該学部管理者の確認を得なければならない。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用することなどにより実験動物を適切に利用することに配慮すること。

(代替法の利用)

(2) 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、次に掲げる事項を考慮し、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすることなどにより実験動物を適切に利用することに配慮すること(実験動物の選択と使用数の削減)。

イ 動物実験の目的に適した実験動物の種の選定

ロ 動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数

ハ 実験動物の遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件

(3) 動物実験の実施に当たっては、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行うこと(苦痛の軽減)。

- 2 学部管理者は、前項の動物実験計画書の提出があったときは、学部委員会の審査を経て、その申請の適否を決定し、管理者を介して学長に申請するものとする。
- 3 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の申請を受けたときは、委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験を行うことができない。
- 5 学長は、委員会から動物実験計画等の実施状況が適正でないと認め、第6条第3項により動物実験の中止その他必要な措置の勧告を受けたときは、管理者を介して当該学部管理者にその動物実験の中止等を命ずることができる。
- 6 動物実験責任者は、動物実験の実施を本学以外の機関に委託する場合は、当該委託先において動物実験が指針等に基づき適正に実施されることを確認しなければならない。

(動物実験の実施)

第11条 動物実験実施者は、動物実験の実施に当たって、指針等及び動物実験計画書に記載された事項並びに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第13条第1項の規定により承認を得た施設等において動物実験を行うこと。

(2) 物理的又は化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え生物等を用いる実験については、関係法令等及び関連する本学の規程等に従うこと。

(3) 侵襲性の高い大規模な存命手術にあつては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

(動物実験実施後の報告)

第12条 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、別に定める様式により使用実験動物数、計画からの変更の有無、成果等について当該学部管理者及び管理者の確認の後、学長に報告しなければならない。

(実験動物の飼養保管施設の設置及び変更の申請並びに廃止の届出)

第13条 実験動物の飼養保管施設を設置するとき又は承認を得た事項を変更するときは、学部管理者がこれを別に定める様式により管理者を介して学長に申請書を提出し、承認を得なければならない。

- 2 実験動物の飼養保管施設を廃止するときは、学部管理者がこれを別に定める様式により管理者を介して学長に

届け出なければならない。

- 3 学部管理者は、第1項の申請書の提出に当たっては、学部委員会に法及び指針等との適合性に関する事前審査を行わせ、その報告を確認後、管理者を介して学長に申請しなければならない。
- 4 飼養保管施設を廃止するときは、学部管理者は、必要に応じて動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。
- 5 飼養保管施設の設置等に係る要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 実験動物管理者が置かれていること。
 - (2) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
 - (3) 実験動物の種及び飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
 - (4) 床及び内壁等の清掃又は消毒等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。
 - (5) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
 - (6) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(実験室の承認等)

第14条 実験室を設置等するときは、学部管理者がこれを別に定める様式により管理者を介して学長に申請書を提出し、承認を得なければならない。

- 2 学部管理者は、前項の申請書の提出に当たっては、学部委員会に法及び指針等との適合性に関する事前審査を行わせ、その報告を確認後、管理者を介して学長に申請する。
- 3 施設等管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験（48時間以内の一時的保管を含む。）を行わせることができない。
- 4 施設等管理者は、所定の教育訓練を受講し、動物の実験、管理に関する一定の知識を有する者でなければならない。
- 5 実験室の設置等に係る要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃又は消毒等が容易な構造であること。
 - (2) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走した場合にも捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - (3) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理等)

第15条 学部管理者及び施設等管理者は、承認された施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物を適正に管理しなければならない。

第6章 実験動物の飼養及び保管等

(実験動物の飼養及び保管)

第16条 学部管理者は、実験動物の導入、健康管理等実験動物の飼養及び保管に関し必要な事項を定め、動物実験実施者等に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第17条 動物実験実施者等は、前条により学部管理者が定める事項を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(記録の保存及び報告)

第18条 動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備及び保存しなければならない。

- 2 学部管理者は、飼養し、又は保管した実験動物の種及び数等について、年度ごとに管理者に報告しなければならない。

(実験動物の導入及び譲渡)

第19条 動物実験責任者は、実験動物を譲渡する場合は、当該譲渡を受ける者に対し、必要な情報を提供しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、遺伝子組換え動物等の導入又は譲渡に際しては、安田女子大学遺伝子組換え実験安全管理規程に従わなければならない。

第7章 健康管理等

(健康管理)

第20条 管理者は、動物実験実施者等の健康診断を行う。

- 2 前項に規定する健康診断は、職員にあっては職員就業規程の定めるところにより、学生にあっては学長が定める定期健康診断実施計画により行わなければならない。

(危害防止)

第21条 学部管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 学部管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、安田女子大学・安田女子短期大学危機管理規程の定めるところにより、速やかに関係機関へ連絡等適切な処置を講じなければならない。
- 3 学部管理者は、実験動物に由来する感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防の措置及び当該感染症等の発生時にとるべき措置を講じておかなければならない。
- 4 学部管理者は、有毒な実験動物を飼養し、又は保管する場合は、人への危害の発生の防止のために必要な事項を定めておかなければならない。
- 5 学部管理者は、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験の実施に無関係の者を実験動物に接触させないためにとるべき措置を講じておかなければならない。

第8章 緊急時の対応等

(緊急時の対応)

第22条 学部管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置に関する計画を作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 学部管理者は、緊急時には安田女子大学・安田女子短期大学危機管理規程の定めるところにより、関係機関へ連絡等適切な処置を講じなければならない。
- 3 動物実験責任者及び動物実験実施者は、緊急事態が発生したときは、速やかに実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、当該学部管理者及び管理者を介して学長に報告しなければならない。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第23条 学部管理者及び動物実験実施者等は、次の各号に掲げる事項について教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関係法令、指針等及び本学の規程等
 - (2) 動物実験の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
 - (5) その他動物実験の適正な実施に関し必要な事項
- 2 前項に定めるもののほか、教育訓練の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第10章 補則

(自己点検・評価)

第24条 委員会は、本学における動物実験の実施に関し、この規程への適合性に係る自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

(情報公開)

第25条 本学における動物実験に関する自己点検・評価等に関する情報を毎年1回程度公表しなければならない。

(措置命令)

第26条 法、指針等及びこの規程に違反しているものを発見した者は、速やかにその旨を当該学部の学部管理者及び管理者に報告し、管理者は事実確認の後、学長に届け出なければならない。

- 2 学長は、前項の届出を受けたときは、委員会の審議を経て、違反している者に対して指導勧告を行わなければならない。

ならない。学長は、勧告に従わない者に対しては、実験の中止を命令することができる。

(様式)

第27条 この規程に定める申請等の手続きに必要な書類の様式は、管理者が別に定める。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、動物実験の適正な実施に関して必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第7条第3項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。